

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第161号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第214号）

平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 孔内微流速計による地下水の流速並びに流向方向の観測結果
- (2) 地下水シミュレーションにおいて、降雨や降雪による河川や地下水水位変動を考慮しない定常計算として解析した理由
- (3) 地下水シミュレーションにおいて、期間を1年間とした理由
- (4) 降雨による河川水位変動を考慮しない計算を行った理由
- (5) 沖積砂礫層を二つに区分しなかった理由
- (6) 伏流水の流れる旧河道部分と地下水として流れている部分を区別してモデル化しなかった理由
- (7) 透水試験について、B.V.4孔の沖積層で行わなかった理由及び21年度の報告書に沖積層の値が記載されていないのに、22年度の報告書に記載されている理由
- (8) B.V.9孔の透水試験区間の砂礫層について、地質の判定結果では段丘砂礫と評価しているが、地質断面図等では沖積砂礫層とされている。これは段丘砂礫が埋没して不整合関係で沖積層が堆積したものと思われるが、このような混乱が生じた理由
- (9) 地表踏査の調査結果が記載されていない理由
- (10) 河床堆積物の透水係数について、クレーガ表により推測しなかった理由
- (11) 河床堆積物の層厚を1.0メートルとした根拠
- (12) 護岸及び護岸基礎は完全な不透水層である。このような構造物の地下水シミュレーションのモデルにおける取扱
- (13) 河床堆積物について、計画河床高さより下方に堆積している堆積物か、上に堆積した寄洲や中洲堆積物か
- (14) 下菊橋上下流の止水鋼矢板による計画河床以下の透水性のないことについて、地下水解析モデル上の取扱
- (15) 地表面から及び地区外からの地下水涵養を無視した理由
- (16) 過去の河川改修の影響についてシミュレーションしなかった理由
- (17) 標準貫入試験について、JIS規格に準拠して行うとしていながら、1打撃毎の貫入量を計測せず、打撃回数－貫入量関係図に基づいてN値を判定しなかった理由
- (18) 玉石交じりの土質に対してサンプラー孔径より大きい礫が得られない貫入試験サンプルだけを用いて粒度試験を実施した理由及び地盤全体をD20粒径と判断した理由

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

- | | | | |
|--------------------|-------|----------------|----|
| (1) H24. 1. 19, 30 | 公開請求 | (4) H25. 1. 7 | 諮問 |
| (2) H24. 9. 20 | 不存在決定 | (5) H27. 1. 28 | 答申 |
| (3) H24. 11. 20 | 異議申立て | | |

- 5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、個別の事項に関する異議申立ての理由は、実施機関の意見書（理由説明書）の提出を待って述べているが、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。</p> <p>本件公開請求の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために必要であると考える方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等の公開を請求しているものと認められるものの、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第161号

答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在により非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「本件報告書」という。）に関して、平成24年1月19日に別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号3に関する内容を記載した文書について、同月30日に同項目番号4から同項目番号18に関する内容を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年9月12日まで受付を保留し、同日付で受付して、同月20日に、別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号18までを一括して公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年1月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、公開請求に対応する公文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は、平成24年1月19日及び同月30日に行い、その後、異議申立人と実施機関の話し合いがもたれ、請求の内容が平成21年度から平成22年度の報告書に関連し、また、平成23年度も関連する業務委託が存在することから、これら3年間の報告書の整合性を確保した内容に修正後公開するとの約束の下に公開を待っていたも

のである。

しかしながら、平成24年9月20日になって不存在決定が行われたもので、決定通知書に「平成24年9月12日付けで公開請求のあった」と記載されている部分は虚偽である。

- (2) 個別の請求に対する不存在決定については、実施機関の意見書（理由説明書）が提出された時点で申し述べたい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求は、平成24年1月19日付け及び同月30日付けで異議申立人から請求があったもので、実施機関では、1月19日の請求の際に請求内容を確認し、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案したところ、了解を得た。また、同月30日付けの請求分についても、内容的に連続していたので、同様の対応をしたい旨連絡し、了解を得た。

その後、異議申立人に適宜連絡し、3回にわたって情報提供及び口頭説明を行い、同年3月28日に、電子申請システム上で本件公開請求の取下を行うよう依頼し、異議申立人の了解を得た。それ以後も、異議申立人の求めに応じ、3回にわたり情報提供及び口頭説明を行った。

しかしながら、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付け、同月20日に不存在決定を行った。

- 2 本件公開請求の具体的な内容については、報告書に記載された文章、表及び写真等が全てであり、異議申立人が公開を求める個別の業務内容に関する根拠及び理由等は作成されていないので、不存在決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書に記載された別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号18に関する内容を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立書によれば、異議申立人は、本件処分のうち、別表1の1欄に掲げる項目番号1から同項目番号12までに対する部分については異議申立てを行っておらず、同項目番

号13から同項目番号18までの6項目について異議申立てしているものと認められる。

また、異議申立人は、個別の事項に関する異議申立ての理由は、実施機関の意見書（理由説明書）の提出を待って述べるとしているが、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

本件公開請求の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために必要であると考える方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等の公開を請求しているものと認められるものの、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

4 付言

本件公開請求の受付について、実施機関は、平成24年1月19日付けの公開請求の際に、公文書公開請求としては受け付けず、情報提供及び口頭説明によって対応したい旨を異議申立人に提案して了解を得たと判断し、その後、情報提供等を行ったが、同年9月11日に取下げの撤回及び改めての請求依頼を拒否されたため、やむを得ず同月12日に受け付けたと述べている。

今後、請求の取下げ等の了解事項については、文書による確認や所定の手続きを求めるなど適切に対応されたい。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表1

1 項目番号	2 異議申立て	3 到達日
1 孔内微流速計による地下水の流速並びに流向方向の観測結果を記載した文書	無	平成24年1月19日
2 地下水シミュレーションにおいて、降雨や降雪による河川や地下水水位変動を考慮しない定常計算として解析した理由を記載した文書	無	平成24年1月19日
3 地下水シミュレーションにおいて、期間を1年間とした理由を記載した文書	無	平成24年1月19日
4 降雨による河川水位変動を考慮しない計算を行った理由を記載した文書	無	平成24年1月30日
5 沖積砂礫層を二つに区分しなかった理由を記載した文書	無	平成24年1月30日

6	伏流水の流れる旧河道部分と地下水として流れている部分を区別してモデル化しなかった理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
7	透水試験について、BV.4孔の沖積層で行わなかった理由及び21年度の報告書に沖積層の値が記載されていないのに、22年度の報告書に記載されている理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
8	BV.9孔の透水試験区間の砂礫層について、地質の判定結果では段丘砂礫と評価していながら、地質断面図等では沖積砂礫層とされている。これは段丘砂礫が埋没して不整合関係で沖積層が堆積したものと思われるが、このような混乱が生じた理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
9	地表踏査の調査結果が記載されていない理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
10	河床堆積物の透水係数について、クレーガ表により推測しなかった理由を記載した文書	無	平成24年 1月30日
11	河床堆積物の層厚を1.0メートルとした根拠を記載した文書	無	平成24年 1月30日
12	護岸及び護岸基礎は完全な不透水層である。このような構造物の地下水シミュレーションのモデルにおける取扱を記載した文書	無	平成24年 1月30日
13	河床堆積物について、計画河床高さより下方に堆積している堆積物か、上に堆積した寄洲や中洲堆積物か、を記載した文書	有	平成24年 1月30日
14	下菊橋上下流の止水鋼矢板による計画河床以下の透水性のないことについて、地下水解析モデル上の取扱を記載した文書。	有	平成24年 1月30日
15	地表面から及び地区外からの地下水涵養を無視した理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日
16	過去の河川改修の影響についてシミュレーションしなかった理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日
17	標準貫入試験について、JIS規格に準拠して行うとしていながら、1打撃毎の貫入量を計測せず、打撃回数-貫入関係図に基づいてN値を判定しなかった理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日
18	玉石交じりの土質に対してサンプラー孔径より大きい礫が得られない貫入試験サンプルだけを用いて粒度試験を実施した理由及び地盤全体をD20粒径と判断した理由を記載した文書	有	平成24年 1月30日

別表2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 4 号)
平成 25 年 4 月 1 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 254 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 10 月 23 日 (第 256 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 257 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 12 月 25 日 (第 258 回審査会)	○事案の審議を行った。